

## 理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金（以下「この法人」という。）の定款第33条第4項の規程に基づき、理事の職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人の定める規程等を遵守し、誠実に職務を執行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長は、理事会を招集し、議長としてこれを主宰するほか、理事会の決議に基づきこの法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人業務を代表して執行する。

2 理事長の職務権限は、概ね次のとおりとする。

- ① 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- ② 予算の原案を作成すること。
- ③ 決算に関すること。
- ④ 理事会・評議員会その他重要な会議に関すること。
- ⑤ 定款、規程等の制定、改廃に関すること。
- ⑥ 監督官庁に対する重要事項の許可・認可・承認・届出・報告に関すること。
- ⑦ 組織及び権限の委任に関すること。
- ⑧ 人事制度、給与制度に関すること。
- ⑨ 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- ⑩ 職員の昇級、昇格及び昇任に関すること。
- ⑪ 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- ⑫ 役員及び職員の国内外出張に関すること。
- ⑬ 重要な契約の締結に関すること。
- ⑭ 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- ⑮ 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- ⑯ 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- ⑰ 事業資金の借入又は償還に関すること。
- ⑱ 予算の流用に関すること。
- ⑲ 訴訟行為・損害賠償に関すること。
- ⑳ 労働契約に関すること。
- ㉑ 登記に関すること。
- ㉒ 寄附金の受入に関すること。
- ㉓ その他法人の重要事項に関すること。

3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- ① 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- ② 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序で理事長の業務執行に係わる職務を代行する。ただし、代表理事たる理事長の代表権に係る職務権限は除く。

2 副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(常任理事)

第6条 常任理事の職務権限は、次のとおりとする。

- ① 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- ② 理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係わる職務を代行する。

2 常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第7条 第5条第1項第2号に規定する順序については、毎年度最初の理事会において、決定するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月10日から施行する。